

# 上越市ガス水道局談合情報等対応事務処理要領

## 目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 談合情報に対する措置（第4条―第11条）

第3章 不正行為情報に対する措置（第12条―第16条）

第4章 雑則（第17条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、局が発注する工事、業務委託及び物品購入（局が受託し、発注したものを含む。以下「局発注工事等」という。）の入札の執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第11条各号のいずれかに該当する不正行為に関する情報（以下「不正行為情報」という。）があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「談合情報等」とは、談合情報及び不正行為情報をいう。

（談合情報等調査委員会の設置）

第3条 談合情報等に関する対応方針について審議するため、談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長及び委員は、上越市ガス水道局建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程（平成27年管理規程第17号。以下「規程」という。）に基づき設置する上越市ガス水道局建設工事入札参加資格要件等審査委員会の委員長及び委員をもって充てる。

3 調査委員会の運営等に関し、この要領に定めのない事項については、規程を準用する。

第2章 談合情報に対する措置

（談合情報の通報）

第4条 職員は、局発注工事等に関し談合情報を入手したときは、直ちにその旨を総務課長に通報するものとする。

（談合情報の確認）

第5条 総務課長は、入札を執行しようとし、又は入札を執行した局発注工事等に関し、職員、報道機関その他の者からの通報により談合情報の提供があったときは、直ちに次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告

するものとする。この場合において、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障がない範囲内において談合情報の提供者を明らかにするように要請するものとする。

- (1) 談合情報の提供者（通報者が職員又は報道機関である場合は、その者に談合情報を提供した者をいう。以下この項において同じ。）の氏名
- (2) 談合情報の提供者の住所、勤務先の所在地その他の連絡先及びその電話番号（以下「連絡先等」という。）
- (3) 談合情報の提供者の役職名
- (4) 談合情報の対象である局発注工事等（以下「対象工事等」という。）
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

2 総務課長は、新聞等の報道により談合情報の提供があったときは、前項の規定にかかわらず、当該報道の内容に基づき、次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。

- (1) 報道機関名
- (2) 報道の種類（新聞、テレビ等の種類をいう。）
- (3) 報道の日時（新聞の日付、テレビ等の放送時間帯をいう。）
- (4) 対象工事等
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

3 総務課長は、入札の執行直前に談合情報の提供があった場合その他談合情報報告書兼対応書（第1号様式）を作成する暇がないときは、前2項の規定にかかわらず、口頭により報告することができる。この場合において、総務課長は、報告後、速やかに談合情報報告書兼対応書（第1号様式）を提出しなければならない。

（調査委員会による審議）

第6条 調査委員会の委員長は、総務課長から前条の規定による報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、談合情報への対応方法に関し次の事項を審議するものとする。ただし、調査委員会を開催する暇がないと認めるときは、その審議すべき事項について、専決をすることができる。

- (1) 事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）の必要性
- (2) 調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
  - ア 調査の実施時期
  - イ 入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性

## ウ 調査の方法

### (3) その他必要と認められる事項

- 2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議の結果に基づき、調査を行う必要があるときは、職員のうちから指名した調査員（次条及び第8条において「調査員」という。）をして調査に当たらせることができる。
- 3 調査委員会の委員長は、第1項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による専決の内容について速やかに管理者に報告するものとする。

### (調査)

第7条 調査は、入札執行前に談合情報の提供があった場合で次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、入札執行前に行うものとする。この場合において、総務課長は、入札執行前の調査のために必要があると認めるときは、上越市ガス水道局会計規程（昭和48年管理規程第14号。以下「会計規程」という。）第129条の規定により入札期日を延期することができる。

- (1) 談合情報の提供者（職員又は報道機関から通報があった場合はその者に談合情報を提供した者、新聞等により談合情報の提供があった場合は当該新聞等を作成した報道機関に談合情報を提供した者をいう。）の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象工事等及び落札予定者（共同企業体への市発注工事等の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。以下同じ。）が特定されているとき。
- (2) 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において対象工事等及び落札予定者が特定され、かつ、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時、場所その他具体的な談合方法

ウ 落札予定価格その他談合に参加した者以外が知り得ない事項

- 2 調査は、前項の規定にかかわらず、入札執行前に調査を行う暇がない場合であって、入札を延期することが当該工事等の発注の遅れにより予想される工事の施工上の支障その他の影響等に照らして困難であると認めるときは、入札執行後に行うことができる。
- 3 調査は、入札執行後に談合情報の提供があった場合で次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに行うものとする。この場合において、総務課長は、契約（仮契約を含む。以下同じ。）の締結前に談合情報の提供があったときは、調査の結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続を保留するものとする。
  - (1) 談合情報において、対象工事等が特定されているとき。
  - (2) 談合情報において、次の事項のいずれもが含まれているとき。

- ア 談合に関与した業者の名称
- イ 談合が行われた日時、場所その他具体的な談合方法
- ウ その他談合に参加した者以外が知り得ない事項

4 前3項の規定により行う調査の方法は、事情聴取及び工事費内訳書の内容確認とし、事情聴取にあつては総務課長又は調査員が事情聴取書（第2号様式）により、工事費内訳書の内容確認にあつては積算担当者（入札に係る工事の積算内容を把握している職員をいう。）又は調査員が入札参加者から工事費内訳書の提示を求めて行うものとする。

（調査結果の報告等）

第8条 前条の規定による調査を行った総務課長、調査員又は積算担当者は、調査結果について、速やかに談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。この場合において、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）に事情聴取書（第2号様式）の写しを添付しなければならない。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による調査結果の報告があつたときは、調査委員会を招集し、入札の対応について審議するものとする。ただし、調査委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員長の判断により入札の対応を決定するものとする。

3 調査委員会の委員長は、前項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による決定の内容について速やかに管理者に報告するものとする。

（調査結果等に基づく入札の対応）

第9条 総務課長は、第7条第1項前段の規定により行った入札執行前の調査の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は会計規程第129条の規定により入札を中止するものとし、その他の場合は初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（第3号様式）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。

2 総務課長は、第7条第2項の規定により入札執行後に調査を行うこととした場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（第3号様式）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。この場合において、入札執行後に行う調査の結果が確定するまでは、契約の締結を保留するものとする。

3 総務課長は、第7条第2項又は第3項の規定により入札執行後に行った調査の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、上越市財務規則第160条第2項の規定により入札を無効とするものとする。

る。

(公正取引委員会に対する通知)

第10条 調査委員会は、第8条第2項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による決定を受けて法第10条の規定による公正取引委員会に対する通知の適否に関し審議するものとする。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議において公正取引委員会に対して通知することが適当であると認められたときは、公正取引委員会通知依頼書（第4号様式）に当該事案に係る談合情報報告書兼対応書（第1号様式）及び事情聴取書（第2号様式）の写しを添えて管理者に提出するものとする。

3 管理者は、前項の依頼書の提出があったときは、公正取引委員会に対し、次に掲げる書類を添えて通知を行うものとする。

- (1) 談合情報報告書兼対応書（第1号様式）の写し
- (2) 事情聴取書（第2号様式）の写し
- (3) その他必要と認められる書類

(関係課等の長に対する連絡)

第11条 管理者は、前条第3項の規定により公正取引委員会に対して通知を行うときは、関係課等の長に対し、同項各号に掲げる書類を添えてその旨を連絡するものとする。

### 第3章 不正行為情報に対する措置

(不正行為情報の通報)

第12条 職員は、局発注工事等に関し不正行為情報を入手したときは、直ちにその旨を総務課長に通報するものとする。

(不正行為情報の確認)

第13条 総務課長は、局発注工事等に関し、不正行為情報を入手したときは、直ちに次の事項を確認するものとする。この場合において、総務課長又は総務課長が職員のうちから指名した調査員（次条において「調査員」という。）は、当該確認に必要な調査を行うことができる。

- (1) 不正行為情報の対象である工事
- (2) 不正行為情報の内容
- (3) その他必要と認められる事項

(調査結果の報告)

第14条 前条の規定により調査を行った総務課長又は調査員は、調査結果について、速やかに不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）により調査委員会の委員長に報告するも

のとする。

(国土交通大臣又は都道府県知事に対する通知)

第15条 調査委員会の委員長は、総務課長から前条の規定による調査結果の報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、法第11条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）に対する通知の適否に関し審議するものとする。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議において国土交通大臣等に対して通知することが適当であると認められたときは、国土交通大臣等通知依頼書（第6号様式）に当該事案に係る不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）の写しを添えて管理者に提出するものとする。

3 管理者は、前項の依頼書の提出があったときは、国土交通大臣等に対し、次に掲げる書類を添えて通知を行うものとする。

(1) 不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）の写し

(2) その他必要と認められる書類

(関係課等の長に対する連絡)

第16条 管理者は、前条第3項の規定により国土交通大臣等に対して通知を行うときは、関係課等の長に対し、同項各号に掲げる書類を添えてその旨を連絡するものとする。

#### 第4章 雑則

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

##### 附 則

この要領は、平成9年7月1日から実施する。

##### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

##### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

##### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

##### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。